

ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱

	令和3年6月1日林振第30363-1号
一部改正	令和4年4月1日林振第30363-2号
一部改正	令和5年4月1日林振第30363-1号
一部改正	令和6年4月1日林振第30363-1号
一部改正	令和7年4月1日林振第30363-1号
一部改正	令和8年4月1日林振第30363-1号

(趣旨)

第1条 知事は、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」並びに林業・木材産業の自立化・成長産業化の実現のため、必要な省エネルギー性能及び創エネルギー性能を備え、県産木材を使用した「ぐんまゼロ宣言住宅」（以下「ゼロ宣言住宅」という。）の普及を促進する者及びゼロ宣言住宅を取得する子育て世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「群馬県産木材」とは、群馬県内の森林から合法的な手続を経て伐採された素材丸太を原材料とし製造された木材加工製品をいう。
- (2) 「ぐんまゼロ宣言住宅供給促進事業」（以下「供給事業」という。）とは、別表3に定めるものをいい、この事業を実施する者を「供給事業者」という。
- (3) 「ぐんまゼロ宣言住宅取得子育て世帯支援事業」（以下「子育て支援事業」という。）とは、別表3に定めるものをいい、この事業を実施する者を「子育て世帯主」という。
- (4) 「適合証」とは、補助対象となる個別の住宅について、ゼロ宣言住宅の要件を満たしていることを示すために、県が委託する検査機関から交付される検査済み書類をいう。
- (5) 「グループ」とは、令和3年度から令和7年度事業にかけて構成され、県と協定を結んでいる者をいう。
- (6) 「代表者」とは、グループの代表で、別表1に定める業務等を行うものをいう。
- (7) 「戸建住宅」とは、民間資金により建築される、持ち家、貸家、給与住宅、又は分譲住宅で、専用又は併用等の種類や工法にかかわらず、木造一戸建ての建物をいう。
- (8) 「集合住宅」とは、長屋建、共同住宅等1つの建物内に2つ（戸）以上の住宅があるものをいう。
- (9) 「子育て世帯」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を有する世帯で、供給事業と同一年度にゼロ宣言住宅を取得するものをいう。

(補助事業者及び交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表1に定める者とする。

2 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 補助対象事業者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
 - (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者
- 4 補助金の対象となるゼロ宣言住宅は、別表2-1及び別表2-2に定めるとおりとする。

（補助金額）

第4条 この補助金の対象となる事業の補助金額及び補助率は、別表3に定めるとおりとする。

（交付申請及び交付決定）

- 第5条 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（別記様式第1号）に別表4に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第2号）により補助事業者に通知する。

（交付条件）

- 第6条 知事は、補助金の交付について規則第6条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業者は、補助事業の執行において第3条第2項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、知事に報告し、警察に通報しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に事業を行わなければならない。
 - (3) 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の効果を判定するために行う調査に協力しなければならない。

（補助金の概算払）

- 第7条 知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第7条第2項に定める概算払により補助金を交付することができる。
- 2 前項の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算

払請求書（別記様式第 3 号）に別表 4 に掲げる書類を添付し、県が委託する検査機関を経由して知事に請求しなければならない。

- 3 知事は、前項の概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、概算払決定通知書（別記様式第 4 号）により補助事業者に通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。
- 4 概算払いは、同一計画内において実績確定までの間に 1 度を上限とする。

（補助事業の変更等）

第 8 条 供給事業者は、規則第 9 条第 1 項の規定による知事の承認を得ようとするときは、変更承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第 9 条第 1 項第 1 号の規定による知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表 5 に掲げる重要な変更以外の変更とする。
- 3 規則第 9 条第 1 項第 2 号の規定により交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第 9 条第 2 項の規定により知事に指示を受けるときは、その理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第 1 項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（別記様式第 7 号）により供給事業者に通知する。
- 6 知事は、第 3 項の事業中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業中止（廃止）承認書（別記様式第 8 号）により、補助事業者に通知する。また、子育て支援事業の交付前提となる供給事業の中止（廃止）を承認したときは、事業中止（廃止）連絡書（別記様式第 9 号）により子育て世帯主に通知する。

（事業の繰越し）

第 9 条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業の全部又は一部を翌年度に繰り越す必要があるときは、繰越承認申請書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。ただし、繰越しは、群馬県産木材の使用検査が完了しているものに限る。

- 2 前項により繰越承認申請を提出した供給事業者は、繰越しを必要とする額が確定したときは、直ちに繰越額確定計算書（別記様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の繰越し承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、繰越承認書（別記様式第 12 号）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、知事が別に指定する日までに規則第 11 条の規定による実績報告書（別記様式第 13 号）に別表 4 に掲げる書類を添付し、県が委託する検査機関を経由して知事に提出しなければならない。

（額の確定及び補助金の交付）

第 11 条 知事は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、その額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（別記様式第 14 号）により補助事業者に通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(書類等の整備)

第 12 条 補助事業者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、本事業に係る帳簿や書類等を保存しておかなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業に係る書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が本要綱に違反したとき、又は虚偽の報告など補助金の交付に関して不正な行為があったと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日に施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日に施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に施行し、令和 6 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日に施行し、令和 7 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日に施行し、令和 8 年度事業から適用する。

別表 1

補助対象事業者（要綱第 3 条関係）

補助区分	詳細
供給事業 右のいずれか	<p>【個別事業者】</p> <p>1. 群馬県内に事業所を有し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 下欄の建築工事業の許可を受けている者であること。</p> <p>2. 子育て支援事業の対象者の求めに応じ、必要書類を提供すること。</p> <p>【グループ】</p> <p>令和 7 年度までに、県とゼロ宣言住宅促進協定を締結して組成されたグループで、以下を満たしているもの</p> <p>1. 住宅供給事業者（【個別事業者】に同じ）と、ぐんま優良木材認証工場（ぐんま優良木材品質認証センターによる、ぐんま優良木材生産向上認証規定により認証を受けている工場）が、それぞれ 1 社以上含まれて構成されていること。</p> <p>2. グループの代表として、次の業務を担当する者を定めていること。</p> <p>（1）補助事業に係る業務（文書作成、申請、受領（じゅりょう）、その他）の統括</p> <p>（2）補助事業に係る補助金の代表受領及びグループ方針に沿った適正な運用</p> <p>（3）県が行うグループまたは構成員を対象とした調査等に対する協力</p> <p>（4）その他グループ運営に必要な業務</p> <p>3. 子育て支援事業の対象者の求めに応じ、必要書類を提供すること。</p>
子育て支援事業	<p>1. ぐんまゼロ宣言住宅（戸建て住宅）を取得する、子育て世帯</p> <p>※ぐんまゼロ宣言住宅（戸建て住宅）一戸につき一世帯のみを対象とする</p>

別表 2 - 1

ぐんまゼロ宣言住宅（戸建住宅）の要件（要綱第 3 条関係）

次の 1～3 の区分要件を全て満たし、県内で供給される戸建住宅で、併用住宅においては、住宅部分の床面積が総床面積の 1 / 2 以上のもの				
区分	内容			
1. 省エネルギー性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省）第三章「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を満たすこと。			
	基準値			
	<table border="1"> <tr> <td>外皮性能</td> <td> UA 値及び η AC 値：各地域区分に対応した数値 $\left[\begin{array}{l} \text{UA} : \text{外皮平均熱貫流率 (w/m}^2\text{K)} \\ \eta \text{ AC} : \text{冷房機の平均日射熱取得率} \end{array} \right]$ </td> </tr> <tr> <td>一次エネルギー消費量基準</td> <td> BEI : 0.8 以下 $\left[\text{BEI} : \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \right]$ </td> </tr> </table>	外皮性能	UA 値及び η AC 値：各地域区分に対応した数値 $\left[\begin{array}{l} \text{UA} : \text{外皮平均熱貫流率 (w/m}^2\text{K)} \\ \eta \text{ AC} : \text{冷房機の平均日射熱取得率} \end{array} \right]$	一次エネルギー消費量基準
外皮性能	UA 値及び η AC 値：各地域区分に対応した数値 $\left[\begin{array}{l} \text{UA} : \text{外皮平均熱貫流率 (w/m}^2\text{K)} \\ \eta \text{ AC} : \text{冷房機の平均日射熱取得率} \end{array} \right]$			
一次エネルギー消費量基準	BEI : 0.8 以下 $\left[\text{BEI} : \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \right]$			
2. 創エネルギー性能	太陽光発電等再生可能エネルギーによる発電設備を導入すること。ただし、太陽光発電等再生可能エネルギーによる発電設備の導入が困難であると特に認められる場合は、この限りではない。			
3. 県産木材の使用	主要構造部（※ 1）に群馬県産木材を 3 m ³ 以上使用すること。			

※ 1 在来工法については、土台・柱・梁（はり）をいい、枠組壁工法については構造として使用する部材をいう。

別表 2 - 2

ぐんまゼロ宣言住宅（集合住宅）の要件（要綱第3条関係）

次の1～2の区分要件を全て満たし、県内で供給される集合住宅	
区 分	内 容
1. 省エネルギー性能	『Z E H - M』、『N e a r y Z E H - M』又は『Z E H - M R e a d y』の基準を満たしていること。なお、B E L Sによる証明を必須とする。 ※太陽光発電等再生可能エネルギーによる導入が困難であると特に認められる場合は、この限りでない。その場合は、『Z E H - M O r i e n t e d』の基準を満たしていること。
2. 県産木材の使用	主要構造部の30%以上に群馬県産木材を使用すること。

※1 主要構造の考え方は別表2-1と同じ。

※2 Z E H - Mの定義は、「Z E Hの定義（集合住宅）」（平成31年3月経済産業省資源エネルギー庁）による。

別表 3

補助事業（要綱第4条関係）

事業名	補助対象	補助金額 補助率	その他条件
供給事業 （戸建・集合住宅共通）	1. 在来軸組工法 構造体（軸組、小屋組、床組（土台含む））に使用される部材及び内装材 2. 枠組壁工法 構造材に使用する部材及び内装材	群馬県産木材使用量 1 m ³ 当たり 12,500 円	
子育て支援事業	1. 子育て世帯であること（第2条第9項） 2. 同一申請年度内に供給事業の交付決定を受けたゼロ宣言住宅の供給を受ける者	50,000 円／戸（定額）	供給事業が中止・廃止・決定取消しとなった場合、連動して中止・廃止・決定取消となる。

別表 4

添付書類（要綱第 5 条、第 7 条、第 10 条関係）

申請	供給事業	子育て支援事業
交付申請	1. 建築業許可書等の写し 2. 供給計画書 3. 暴力団排除に関する誓約書 4. 不法就労対策に係る誓約書	1. 世帯全員が記載された住民票の写し ・事業年度の属する 4 月 1 日以降に取得したもので、申請日の 3 か月以内を取得したもの ・マイナンバーカードの記載のないもの 2. 暴力団排除に関する誓約書 3. 不法就労対策に係る誓約書
概算払	1. 県が委託する検査機関から発行された対象物件の適合証 2. 計画進捗表	実施しない
実績報告	1. 県が委託する検査機関から発行された対象物件の適合証	1. 適合証の写し

別表 5

重要な変更（要綱第 8 条関係）

事業	内容
供給事業	1. 補助金額の変更を伴う供給棟数の増又は 20 パーセントを超える減 2. 補助金額の変更を伴う群馬県産木材使用量の増又は 20 パーセントを超える減
うちグループ	1. グループ構成員の変更
子育て支援事業	なし